

大分県報

令和六年
第五〇一号
四月十六日

（火曜日）

目次

告示

生活保護法等による介護機関の指定……………一

県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧……………一

道路区域の変更……………一

公告

土地改良区の役員のが就退任（二件）……………二

競争入札参加者の資格に関する公示（二件）……………二

一般競争入札の実施（二件）……………五

正誤

令和六年三月二十九日付け大分県報号外（四〇）に記載の大分県教育委員会訓令甲第八号（大分県教育委員会文書管理規程の一部改正）中の訂正……………九

○告示

大分県告示第二百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）に規定する介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関として、次の介護機関を指定した。

令和六年四月十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

令和六年四月十六日

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
特別養護老人ホームむくの木	中津市大字上宮永三三八番地	社会福祉法人健清会	中津市大字上宮永三四八番地	介護老人福祉施設	令五・一一・七

大分県告示第二百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和六年四月十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営防災重点農業用ため池等整備事業	長谷溜池地区	令六・四・一六から令六・五・七まで	杵築市役所

大分県告示第二百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年四月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年四月十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
------------	----	---------	-------	----

豊後高田市田染横嶺字日ノ出三九番一地从先から

メートル

大分県報（告示）

令和六年四月十六日

大分県報（告示・公告）

二

県道豊後高田安岐線			
豊後高田市田染横嶺字日ノ出一 〇三番一地先まで	後	二二・〇 八・〇	五〇〇・〇
豊後高田市田染横嶺字日ノ出四 〇番一から 豊後高田市田染横嶺字日ノ出一 〇三番一まで	後	二二・〇 一・〇	五〇〇・〇
豊後高田市小田原字寺山三五八 番二から 豊後高田市小田原字寺山四一四 番地先まで	前	三三・〇 一七・〇	九二・〇
豊後高田市小田原字芝打四一八 番一から 豊後高田市小田原字芝打四一四 番地先まで	後	三七・五 一七・五	九二・〇

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、宇佐土地改良区（宇佐市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和六年四月十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

役 名	氏 名	住 所
理 事	山 口 直 邦	宇佐市大字上矢部一六八二番地
（就任役員）		
役 名	氏 名	住 所
理 事	安 倍 隆 司	宇佐市大字上矢部一五二二番地
〃	熊 埜 御 堂 幸 一	大字下乙女一二五九番地の一

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、世利川井路土地改良区（大分市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和六年四月十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

（退任役員）		
役 名	氏 名	住 所
理 事	伊 藤 義 昭	大分市大字下原一八〇〇番地の一〇
（就任役員）		
役 名	氏 名	住 所
監 事	野 口 安 則	大分市大字入蔵一〇七三番地

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和六年四月十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

- 一 調達をする物品等の種類
大分県警察情報管理システム用通信回線利用契約
- 二 競争入札の参加者の資格
 - 1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
 - (一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）又は破産者で復権を得ないもの
 - (二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - (三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九

条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

イ 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

ロ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) その他知事が必要と認める事項

三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

令和六年四月十六日から同年五月七日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（同年七月に申請受付）を行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書（変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を有する者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和六年四月十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 調達をする物品等の種類

交通管制センターシステム上位装置等の賃貸借及び保守契約

二 競争入札の参加者の資格

令和六年四月十六日

大分県報（公告）

三

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）又は破産者で復権を得ないもの

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

イ 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

ロ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) その他知事が必要と認める事項

三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申

請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

令和六年四月十六日から同年五月九日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（同年七月に申請受付）を行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書（変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させな

らいつとしたらあは、その旨を当該入札参加資格を有する者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和6年4月16日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類

大分県警察情報管理システム用通信回線利用契約

(2) 契約期間

令和6年12月1日から令和12年11月30日まで（72か月）

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(3) 調達期限

令和6年11月29日

(4) 納入場所

大分県警察本部（ほか35所在地）

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを有している者であること。

(4) この公告の日から7の(2)に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定す

る暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者

ク 競争入札参加資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

3 競争入札参加資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 申請の時期

令和6年4月16日（火）から同年5月7日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

(2) 申請書類の入手場所

大分県ホームページ（<https://www.pref.ota.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>）より申請書類をダウンロードし、又は(3)に掲げる場所において交付を受けること。

(3) 申請書類の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒870 - 8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097 - 506 - 2957

(4) 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

大分県警察本部警務部情報管理課運用・管理係

〒870 - 8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097 - 536 - 2131 内線 2428

(2) 日時

令和6年4月16日（火）から同年5月27日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

6 入札書の提出場所及び提出期限

<p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>(2) 提出期限 令和6年6月7日（金）午前10時。ただし、郵送の場合は、同月6日（木）午後5時45分までに必着すること。</p>	<p>4の(1)に同じ。</p> <p>(2) 交付日時 4の(2)に同じ。</p>
<p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場 所 大分県庁舎新館9階 会議室</p> <p>(2) 日 時 令和6年6月7日（金）午前10時</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p>	<p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p>
<p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じとする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>	<p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870－8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097－536－2131 内線 2263</p> <p>15 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>16 その他</p> <p>(1) 2の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>(2) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>(3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p>
<p>10 無効入札に関する事項</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所</p>	<p>17 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be rented Communication line for Oita Prefectural Police Information Management System</p> <p>(2) Time limit for tender 10:00 am. 7 June 2024</p> <p>(3) Office Information Administration Division, Oita Prefectural Police 3－1－1 Ohte-machi, Oita city 870－8502 Tel 097－536－2131</p>

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和6年4月16日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の種類
交通管制センターシステム上位装置等の賃貸借及び保守契約

(2) 借入期間

令和7年3月1日から令和12年2月28日まで (60 か月)

(地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条の3に規定する長期継続契約)

(3) 納入場所

大分県警察本部交通部交通規制課交通管制センター

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格 (以下「競争入札参加資格」という。) を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ている者であること。

(4) この公告の日から7の(2)に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者

(6) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和6年5月9日(木) 午後5時45分までに大分県警察本部交通部交通規制課管制品係に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。

(7) 納入しようとする物品等の機器等リストを令和6年5月9日(木) 午後5時45分までに大分県警察本部交通部交通規制課管制品係に提出し、精査を受け、回答を受けた者であること。

3 入札参加資格のない者で入札を希望するものの手続

(1) 申請の時期

令和6年4月16日(火) から同年5月9日(木) まで (日曜日、土曜日及び祝日を除く。) の午前9時から午後5時まで

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

(2) 申請書類の入手場所
大分県ホームページ (<https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>) より申請書類をダウンロードし、又は(3)に掲げる場所において交付を受けること。

(3) 申請書類の提出先及び問合せ先
大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒870 - 8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097 - 506 - 2957

4 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所
大分県警察本部交通部交通規制課管制品係
〒870 - 0046 大分市荷揚町5番6号 大分中央警察署7階
電話 097 - 536 - 2131 内線 711 - 603

(2) 日時
令和6年4月16日(火) から同年5月30日(木) まで (日曜日、土曜日及び祝日を除く。) の午前9時から午後5時まで

<p>5 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部施設装備課管財係</p> <p>(2) 提出期限 令和6年5月31日（金）午前10時。ただし、郵送の場合は、同月30日（木）午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎新館10階 会議室</p> <p>(2) 日時 令和6年5月31日（金）午前10時</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p>	<p>11 最低制限価格に関する事項</p> <p>設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 4の(1)に同じ。</p> <p>(2) 交付日時 4の(2)に同じ。</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部施設装備課管財係 〒870 - 8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097 - 536 - 2131 内線 2295</p> <p>15 特約事項</p> <p>この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>16 その他</p> <p>(1) 2の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>(2) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>(3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>17 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be rented Lease of Oita Traffic Control system Equipment. list</p> <p>(2) Time limit for tender 10:00 am. 31 May 2024</p>
--	--

(3) Office
Traffic Management and Control Division, Oita Prefectural Police
3 - 1 - 1 Ohte-machi, Oita city 870 - 8502
Tel 097 - 536 - 2131

○正 誤

令和六年三月二十九日付け大分県報号外(四〇)に登載の大分県教育委員会訓令甲第八号(大分県教育委員会文書管理規程の一部改正)中の訂正

ページ	段	誤	正
九	上	左の誤のとおり	左の正のとおり

誤

3 大分県立学校事務決裁規程(平成十三年大分県教育委員会訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

正

3 大分県立学校事務決裁規程(平成十三年大分県教育委員会訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。
別表第二の二の項の第七号中「第八十五条第二項」を「第八十五条第三項」に改める。

令和六年四月十六日

大分県報(公告・正誤)